

議案第 4 号

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
について

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を別紙のと  
おり定める。

平成24年3月6日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

第13条第2項中「教育長」を「沖縄県教育委員会」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

部課名 福利課

### 1 件名

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 学校保健法の法律名変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項において、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」については、教育長へ委任することができないこととなっているため、産業医の委嘱を教育委員会から行う必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 第1条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。
- (2) 第13条第2項中「教育長」を「沖縄県教育委員会」に改める。
- (3) 第13条第3項を削る。
- (4) この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

### 4 根拠法令

- (1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

### 5 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済

### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖繩県立学校職員安全衛生管理規程 (平成12年教育委員会訓令第6号) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、<u>学校保健安全法</u>（昭和33年法律第56号）及びこれらに基づき関係省令に定めるもののほか、<u>沖繩県立学校職員の安全と健康を確保する</u>とともに、<u>快適な職場環境の形成を促進</u>するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(産業医) 第13条 法第13条の規定に基づき、常時50人以上の職員が勤務する学校に産業医を置く。 2 産業医は、校長の推薦に基づき<u>沖繩県教育委員会</u>が委嘱する。 (削る)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、<u>学校保健法</u>（昭和33年法律第56号）及びこれらに基づき関係省令に定めるもののほか、<u>沖繩県立学校職員の安全と健康を確保する</u>とともに、<u>快適な職場環境の形成を促進</u>するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(産業医) 第13条 法第13条の規定に基づき、常時50人以上の職員が勤務する学校に産業医を置く。 2 産業医は、校長の推薦に基づき<u>教育長</u>が委嘱する。 3 産業医の設置等に関し必要な事項については、<u>教育長が別に定める</u>。</p>